

横浜市国民保護計画 概要

横浜市では、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)に基づき、市国民保護協議会での審議や市民のみなさまのご意見などを踏まえ、「**横浜市国民保護計画**」を策定しました。

国民保護とは、国民保護法に基づき、外部からの武力攻撃や大規模テロ等の事態から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。こうした事態が発生した場合、国や都道府県、市町村などが連携・協力して、住民の避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を実施します。

国民保護計画は、迅速かつ的確に国民保護措置を行うため、国民保護措置の実施体制、避難や救援に関する事項、平素から備えておくべき事項などについて、あらかじめ作成するものです。

横浜市国民保護計画の構成

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

計画の特徴

①市防災計画や市緊急事態等対処計画との連携を図り、計画間の移行がスムーズにできる

- ・ 初動体制において、市防災計画の組織体制に準じて組織体制等を構築します。
- ・ 活用できる部分は災害対策の仕組みを活用します。

②避難方法を3ケース想定し、フロー図を記載

- ケース1: 時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難
- ケース2: 市内外の避難所に避難
- ケース3: 区域外に不特定多数の市民を避難

③区国民保護計画、細部計画等の作成を定めた

- ・ 避難、救援の実施に際してきめ細かい対応を図るため、区国民保護計画を作成します。
- ・ 局は、本計画に定める分掌事務の実施に関し、細部計画等を作成します。

④市の地域特性に配慮した計画とした

- ・ 全国第1位の人口を有する政令指定都市
- ・ 観光コンベンション都市
- ・ 国際貿易港の横浜港
- ・ 大規模集客施設等の立地
- ・ 石油コンビナート等の立地 など

【第1編】 総論

国民保護措置に関する基本方針

- (1) 基本的人権の尊重 (2) 国民の権利利益の迅速な救済 (3) 国民に対する情報提供 (4) 関係機関相互の連携協力の確保 (5) 国民の協力 (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法上の的確な実施 (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮 (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (9) 外国人への国民保護措置の適用 (10) 地域特性への配慮

対象とする事態

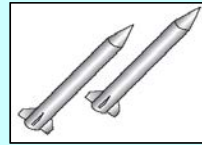
● 武力攻撃事態



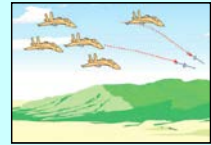
① 着上陸侵攻



② ゲリラや特殊部隊による攻撃

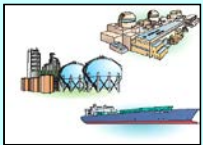


③ 弾道ミサイル攻撃



④ 航空攻撃

● 緊急対処事態



① 石油コンビナートなどに対する攻撃



② 大規模集客施設やターミナル駅などに対する攻撃



③ 爆破による放射能物質の拡散等



④ 航空機などによる自爆テロ

【第2編】 平素からの備えや予防

組織・体制の整備

- 市消防司令センターでは、司令課長等の当直体制により24時間情報収集・伝達体制を確保します。
- 市庁舎及び区庁舎では、夜間や休日における緊急事態に備え、職員が防災宿日直等に従事します。
- 市庁舎では、総務局の職員が輪番制により危機管理宿日直に従事します。また、災害応急対策員が、夜間や休日の警戒勤務を行います。
- 専門的知識や経験を有する職員で構成される緊急対策チームが、危機発生直後の限られた情報から被害状況を推定し、市対策本部等の緊急対策決定に参画します。
- 警報の内容の通知・伝達、安否情報の収集・整理、被災情報の収集・報告等を行うため、情報収集・提供等の体制を整備します。
- 国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。その際、自治会・町内会、自主防災組織等と連携し、市民に対して訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努めます。

避難、救援に関する平素からの備え

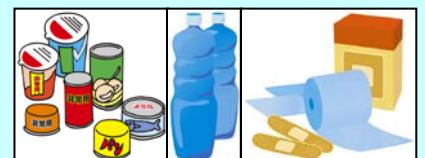
- 避難、救援を迅速に行うことができるよう、道路網、避難施設、関係医療機関、備蓄物資などの基礎的資料を準備します。
- 複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。その際、要援護者の避難方法等に配慮します。
- 地域防災拠点の小中学校とともに、要援護者用の特別避難場所として、地域ケアプラザ、老人福祉センター等を避難施設として指定するよう配慮します。

生活関連等施設の把握等

- 市内に所在する生活関連等施設(発電所、浄水施設など)を把握し、市の管理に係る生活関連等施設の安全確保措置のあり方について定めます。

物資及び資材の備蓄、整備

- 乾パンや水缶詰などの防災のための備蓄は、国民保護措置のための備蓄と相互に兼ねるものとします。また、国民保護措置の実施のために特に必要となる資機材や特殊な薬品等は、県と連携しつつ対応します。



国民保護に関する啓発

- 武力攻撃災害による被害を最小化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切に行動する必要があります。そこで、様々な媒体を活用し、普及・啓発を図ります。

【第3編】武力攻撃事態等への対処

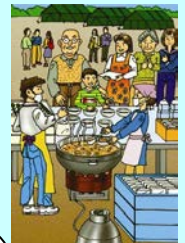
警報及び避難の指示等

(⇒詳細は裏面「避難の仕組み」を参照)

- 市長は、知事から警報の内容の通知を受けたときは、速やかに市民や関係団体に伝達します。
- 市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、市民に対して避難の指示を伝達するとともに、避難実施要領を策定します。
- 市長は、市職員並びに消防を指揮し、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として避難住民を誘導します。
- 市職員及び消防のみでは十分な対応が困難な場合、警察や自衛隊等による避難住民の誘導を要請します。また、自主防災組織や自治会長等に対して、必要な協力を要請します。

救援

- 市長は、知事を通じ、国の対策本部長(内閣総理大臣)による救援の指示を受けたときは、関係機関と連携し、救援を必要としている避難住民等に対し、救援を行います。市は、大都市特例に基づき、避難住民や被災者の救援措置について主体的に実施します。
- 救援の内容としては、避難所の供与、食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与、医療の提供及び助産、被災者の捜索及び救出などがあります。
- 市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知します。また、地域防災拠点運営委員会等の協力を得て、避難所の運営管理を行います。



安否情報の収集・提供

- 市は、行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供などを行います。避難所における安否情報の収集のほか、医療機関や学校からの情報収集、県警察への照会などにより、安否情報を収集します。
- 市は、市民等からの安否情報の照会について対応窓口を設置し、個人情報の保護に留意しつつ、安否情報を提供します。



武力攻撃災害への対処

- 市長は、国や県等の関係機関と協力して、消火や被災者の救助などの消防活動、市民が危険な区域に入らないようにするための警戒区域の設定、放射性物質などによる汚染の拡大の防止、生活関連等施設の安全確保などを行います。



消防活動



警戒区域の設定



放射性物質等による
汚染の拡大の防止



生活関連等施設の
安全確保

【第4編】復旧等

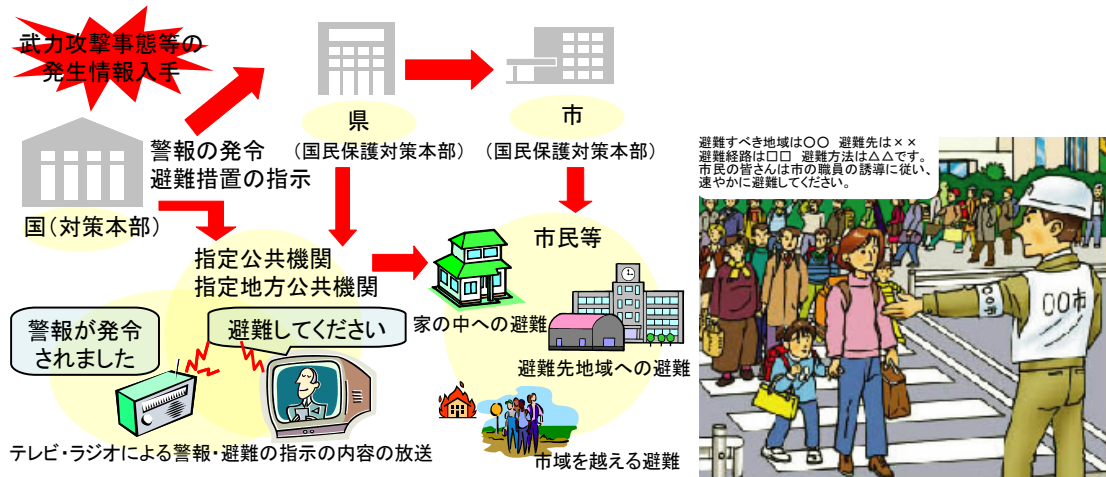
- 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。
- 市は、武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方針にしたがって、県と連携して武力攻撃災害の復旧を実施します。
- 市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項を定めます。

【第5編】緊急処理事態への対処

警報の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

避難の仕組み

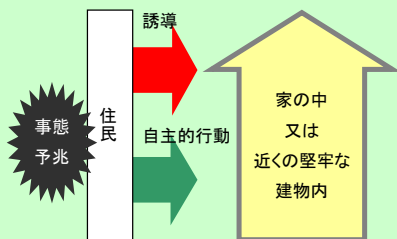
市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、市民に対して避難の指示を伝達するとともに、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。避難実施要領を定めたときは、直ちにその内容を市民及び関係団体に伝達し、避難住民を誘導します。



避難措置の内容(距離・時間余裕、発生場所)の観点から、主な避難方法として以下の3ケースを想定します。

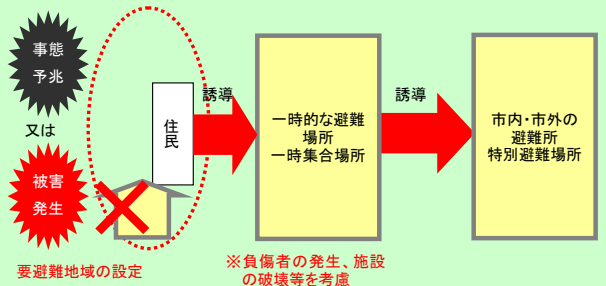
ケース1: 時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難

【事態例】弾道ミサイル攻撃(着弾前)、急襲的な航空攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃 など



ケース2: 市内外の避難所に避難

【事態例】着上陸侵攻、石油コンビナート等に対する破壊攻撃、弾道ミサイル攻撃(着弾後) など



ケース3: 区域外に不特定多数の市民を避難

【事態例】都市部における爆破テロ、都市部における化学剤を用いた攻撃 など

